平成２４年（フ）第３７号
岐阜県高山市丹生川町北方2450番地13
債務者　高熊　美加（旧姓西木）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第７２３号
名古屋市港区小碓２丁目346番地　グランドヒルズ小碓一番館502号
債務者　玉那覇秀実（旧姓前泊）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2117号、前住所兵庫県尼崎市神田北通４丁目46番地の１　メロディーハイム阪神尼崎506号
債務者　尾上　裕一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４１号
兵庫県西宮市今津真砂町１番21―302号、従前の住所千葉県浦安市堀江６丁目４番14号　ルナパーク203
債務者　蓮池　聡美（旧姓宇治橋）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県美方郡香美町香住区一日市452番地、前住所愛知県名古屋市中川区助光３丁目1012番地
債務者　山中　徳昭
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
鳥取県米子市夜見町3061番地５
債務者　和田　順子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４３号
鳥取県米子市福市862番地14
債務者　金井龍載こと　金　　龍載
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４０号
愛媛県今治市伯方町叶浦甲1571番地１、旧住所広島県呉市船見町４番２―804号
債務者　中野　晴弘
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４１号
愛媛県今治市伯方町叶浦甲1571番地１、前住所広島県呉市船見町４番２―804号、前々住所大分県南海部郡直川村大字横川1337番地、前々々住所大分県南海部郡直川村大字上直見向船場3827番地
債務者　中野　信代
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４２号
愛媛県今治市東村南２丁目３番18号　ＫＡＲＡＫＯ・ＨＥＩＧＨＴＳ　703号、旧住所愛媛県今治市唐子台東３丁目12番地12
債務者　新宮　國利
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４４号
愛媛県今治市別宮町７丁目２番37号、前住所愛媛県今治市杣田甲747番地２、前々住所愛媛県今治市八町西１丁目２番28号
債務者　中務　　貴
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３７１号
福岡県うきは市吉井町1136番地１、前住所福岡県朝倉市杷木志波191番地１
債務者　江副　吉法
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５４号
福岡県久留米市城南町３番地９　三共ビル506号、前住所福岡県久留米市長門石４丁目13番41―２号
債務者　林　　美紀
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２３８号
北九州市八幡西区折尾３丁目12番46―109号
債務者　川﨑　和美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４０号
北九州市小倉南区下石田２丁目８番22号
債務者　村上　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２４８号
北九州市小倉南区徳力団地80番505号
債務者　奈須本真実（旧姓森保）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５２号
北九州市八幡東区上本町２丁目３番13―602号
債務者　田場キヨコ
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部